

水道料金体系表（1か月分）

種別	用途別	メーターの口径	基本料金 (税込)	従量料金(1m ³ につき)	
				使用水量(m ³)	料金
専用給水装置	一般用	13mm 及び 20mm	620 円	5 まで	55 円
				5を超え10まで	103円
				10を超え15まで	144円
				15を超え25まで	173円
		25mm	1,680 円	25を超え35まで	215円
				35を超え50まで	250 円
				50を超え100まで	278円
				100を超え300まで	303円
		300を超えるもの	322円		
		40mm	4,160 円	50 まで	250 円
50を超え100まで	278円				
50mm	9,870 円	100を超え300まで	303円		
		300を超えるもの	322円		
75mm	21,630 円	100 まで	278 円		
100mm	57,540 円	100 を超え 300 まで	303 円		
		300 を超えるもの	322円		
150mm以上	103,600 円	300 まで	303 円		
		300 を超えるもの	322 円		
<p>連合専用給水装置を使用するものは、メーター口径を13mmとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。</p>					
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1 m ³ につき 70 円とする。			
私設消火栓	演習用	1 個 1 回 20 分以内につき 2,650 円			
船舶給水栓	船舶用	1 m ³ につき 322 円			
臨時給水栓	臨時用	1 m ³ につき 322 円			
<p>備考 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。</p>					

※1 この料金表は、平成 26 年 6 月分料金から適用されます。

※2 上記の料金には消費税が加算されております。

料金等に関するお問合せ

那覇市上下水道局 お客様センター

TEL 941-7804・7834

下水道使用料金体系表（1か月分）

種別		区分	排出汚水量（m ³ ）	料金（税込）
一般汚水	基本料金		10m ³ まで	628円
	従量料金 (1m ³ につき)		10m ³ を超え30m ³ まで	84円
			30m ³ を超え50m ³ まで	100円
			50m ³ を超え100m ³ まで	136円
			100m ³ を超え300m ³ まで	162円
			300m ³ を超え1,000m ³ まで	197円
			1,000m ³ を超え8,000m ³ まで	207円
			8,000m ³ を超えるもの	216円
公衆浴場汚水			1m ³ につき	18円

※1 この料金表は、平成26年6月分料金から適用されます。

※2 上記の料金には消費税が加算されております。

再生水料金体系表（1か月分）

種別/区分	水量（m ³ ）	料金（税込）
共同住宅等	1 m ³ につき	151円
事業所等	1 m ³ につき	216円

※1 この料金表は、平成26年6月分料金から適用されます。

※2 上記の料金には消費税が加算されております。

料金等に関するお問合せ

那覇市上下水道局 お客様センター

TEL 941-7804・7834